

○埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務実施要領

平成21年11月24日

試 第 1 1 5 2 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務実施要領の制定について
(通達)

運転適性検査及び運転適性相談に関する情報を一元的に管理し、業務の適正かつ円滑な運用を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年12月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務（以下「適性検査等管理システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、運転適性検査等管理業務とは、埼玉県警察安全運転相談等事務処理要領（令和4年試第559号。以下「事務処理要領」という。）に定める運転者の適性検査及び安全運転相談に関する業務をいう。

第3 基本台帳

総務部情報管理課に、適性検査等管理システムに関する次の基本台帳（以下「ファイル」という。）を置くものとする。

名 称	内 容
適性検査ファイル	運転適性検査該当者発見報告及び臨時適性検査受検申請者からの申請に基づき作成されるファイル
適性相談ファイル	運転適性の相談に基づき作成されるファイル

第4 運用体制

1 運用責任者

- (1) 警察本部に運用責任者を置き、交通部運転免許本部運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、適性検査等管理システムに係る事務を統括する。

2 運用担当者

- (1) 交通部運転免許本部運転免許試験課に運用担当者を置き、運転適性検査を担当する課長補佐をもって充てる。
- (2) 運用担当者は、運用責任者を補佐し、運転適性検査等管理システムの適切な運用管理に努めるものとする。

第5 登録

1 登録対象者

登録の対象者は、事務処理要領第3から第10までに規定する安全運転相談又は適性検査の対象者とする。

2 登録の種類、登録事項及び登録時期

登録の種類、登録事項及び登録時期は次表のとおりとする。

種類	登録事項	登録時期
適性検査登録	1 共通項目 ①発見年月日 ②聴取年月日 ③登録者氏名 ④聴取者氏名 ⑤該当者の氏名、生年月日、性別、本籍、住所、電話番号 ⑥免許証内容 ⑦仮免許証内容 ⑧申請免許種別・希望免許種別 ⑨承諾書の有無 ⑩根拠条文 ⑪該当・非該当 ⑫報告予定年月日 2 身体障害 ①発見状況 ②原因 ③障害の有無及び程度 ④身体障害者手帳の有無 ⑤障害部位 ⑥通院・治療状況 ⑦添付書類 3 病気 ①発見状況 ②病状申告該当項目 ③現在の病状 ④治療状況 ⑤病名 ⑥通院・治療状況 ⑦添付書類	運転適性検査該当者発見報告書（事務処理要領別記様式第9号）を受理したとき又は臨時適性検査の申出があったとき。
安全運転相談登録	1 共通項目 ①相談受理年月日 ②相談受理者氏名 ③該当者氏名 ④免許証内容 ⑤申請免許種別・希望免許種別 ⑥限定解除審査 2 身体障害 ①障害の程度 ②身体障害者手帳の有無 ③原因 ④検査結果 ⑤条件等 ⑥結果 3 病気 ①病名 ②病状 ③面接結果	安全運転相談を受理したとき。
面接結果登録	①面接年月日 ②面接者氏名 ③面接対象者氏名 ④検査結果・面接結果	適性検査登録又は安全運転相談登録の該当者に対して面接又は検査を終了したとき。
処理結果登録	①登録者氏名 ②面接対象者氏名 ③検査費用 ④検査結果 ⑤検査後の処理結果	適性検査の受検、診断書の提出等結果を確認したとき。

3 登録者

登録者は、交通部運転免許本部運転免許試験課員のうち運転適性検査を担当する職員とする。

第6 帳票出力

試験課長は、次に掲げる帳票をネットワークシステムにより印字出力することができる。

- (1) 安全運転相談記録簿（事務処理要領別記様式第1号）
- (2) 安全運転相談受理票（事務処理要領別記様式第2号）
- (3) 安全運転相談終了書（事務処理要領別記様式第4号）
- (4) 運転適性検査の実施結果通報・回答書（事務処理要領別記様式第5号）
- (5) 運転適性検査診断嘱託書（事務処理要領別記様式第7号）
- (6) 運転適性検査該当者発見報告書
- (7) 臨時適性検査通知書（埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）別記様式第17、別記様式第17の2、別記様式第17の2の2及び別記様式第18）
- (8) 診断書提出命令書（埼玉県道路交通法施行細則別記様式第17の3、別記様式第18の3及び別記様式第18の3の2）
- (9) 適性検査受検命令書（埼玉県道路交通法施行細則別記様式第18の2）
- (10) 行政処分上申書（運転免許関係事務処理要領（平成元年埼例規第38号・免・教育・試）別記様式第32号）

第7 登録データの保存期間

登録データの保存期間は、処理結果登録を行った日から9年とする。

実施日

この通達は、平成21年12月1日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成26年5月30日試第535号）

この通達は、平成26年6月1日から実施する。

実施日（令和4年5月13日試第560号）

この通達は、令和4年5月13日から実施する。

【様式別表省略】